

# 令和7年度「学校における働き方改革推進プラン取組状況調査」の結果 について【データ編】

## 1 調査方法等

### (1) 調査時期

令和7年11月1日現在の取組状況

### (2) 調査対象

県内の全ての市町村教育委員会及び県立学校

※市町村教育委員会は、千葉市を除く53市町村を対象

### (3) 調査の実施方法

#### ①市町村教育委員会

「プラン」に掲げた教育委員会の取組（別紙1参照）の達成状況をアンケートにより回答

#### ②県立学校

「プラン」に掲げた学校の取組（別紙2参照）の達成状況をアンケートにより回答

### (4) 取組達成の判断基準

「プラン」の『教育委員会の具体的取組』21項目と、『学校の具体的取組』16項目について、各取組の「取組達成の判断基準」のチェック項目を、1（全くできていない）～4（十分にできている）の4段階で評価し、3以上の割合を各項目の達成値とする。

## 2 取組達成の判断基準ごとの達成状況（市町村教育委員会）について

市町村教育委員会が推進すべき21項目の取組のうち6項目が、令和6年度の調査で80%を下回ったことから、その項目について本調査を行った。

今年度80%を超えた項目が【取組1】【取組14】【取組20】の3項目で、教育委員会や学校での体制が整備され、働き方改革の取組が大きく前進したと考えられる。

一方で、上昇はしたものの80%を下回った項目は【取組5】【取組17】【取組18】の3項目であった。今後、給特法の改正に伴う「業務量管理・健康確保措置計画」の策定や運用について、市町村教育委員会の支援を行うとともに、県立学校で今年度実施した長期休業日の時差出勤や在宅勤務、県教育庁統一ダイヤルの運用などの取組事例や効果等の情報を共有していく。

### 【数値目標を設定した取組】

**【取組1】管下学校の業務改善に関して、PDCAサイクル（計画策定・調査・検証・見直し）を構築する。 <<令和7年度達成率81%>>（令和6年度達成率72%）**

#### 【判断基準ごとの達成状況】

- 業務改善方針や計画（働き方改革推進プラン等）の策定をしている。<<R7 85%>>（R6 83%）
- 管下全ての学校へ年1回以上の達成状況の調査等を行っている。<<R7 77%>>（R6 64%）
- 働き方改革に関する項目を学校評価に位置付け、業務改善の点検・評価の取組を推進するように指導している。<<R7 85%>>（R6 77%）
- 調査の結果を踏まえた検証と見直しをしている。<<R7 77%>>（R6 64%）

**【取組5】働き方改革に推進に係る全庁的な体制を構築する。 <<令和6年度達成率77%>>（令和6年度達成率50%）**

#### 【判断基準ごとの達成状況】

- 教育委員会内に働き方改革に係る組織、委員会等を設置している。<<R7 83%>>（R6 55%）
- 上記の組織、委員会等で定期的に協議等を行い、取組を進めている。<<R7 71%>>（R6 45%）

**【取組14】部活動の大会・行事への参加日程及び参加方法が教職員への過度な負担とならないよう、学校へ指導・助言する。《令和7年度達成率85%》（令和6年度達成率70%）**

【判断基準ごとの達成状況】

- a. 学校に対して、年間を通じた大会・行事等の参加計画（スケジュール）の点検（回数や日数が適正か、過度な負担にならないか等）を促している。《R7 81%》（R6 81%）
- b. 引率以外の業務（役員、審判等）により、過度な負担とならないように、大会の参加方法について指導している。《R7 83%》（R6 53%）
- c. 必要に応じた見直し（参加する大会の絞り込み、日程の調整等）について指導・助言している。《R7 90%》（R6 76%）

**【取組17】校長が、学校運営上の必要性や個々の教職員の働き方に応じて、勤務時間や勤務形態の柔軟な運用ができるよう、通知等を通じて指導を徹底する。《令和7年度達成率75%》（令和6年度達成率63%）**

【判断基準ごとの達成状況】

- a. 勤務の実態に応じた割り振り等が可能であることを周知している。《R7 90%》（R6 77%）
- b. 具体的な運用について、指導・助言をしている。《R7 86%》（R6 74%）
- c. 1年単位の変形労働時間制の活用もできるように周知し、規則の改正等の環境整備を進めている。《R7 50%》（R6 38%）

**【取組18】令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた国の「指針」の実効性を図るよう努めている。《令和7年度達成率75%》（令和6年度達成率58%）**

【判断基準ごとの達成状況】

- a. 国の指針に規定されている「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組について、学校における実施に向けた効果的な在り方について検討を進めている。《R7 67%》（R6 51%）
- b. 休憩時間の設定については、放課後に設定した上で、当該時間には職員会議を開催しないこととした等の取組例もあることから、学校がこれらも参考としつつ、勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保できるように指導・助言をする。《R7 83%》（R6 64%）

**【取組20】学校のより一層の業務適正化に向けて学校における働き方改革について地域と連携し、学校運営協議会（開かれた学校づくり委員会）等の場で積極的に議題に取り上げ、活用を推進する。《令和7年度達成率85%》（令和6年度達成率65%）**

【判断基準ごとの達成状況】

- a. 学校運営協議会導入に向けて地域連携を図られるよう教育委員会として学校教育の効果を地域に伝えている。《R7 92%》（R6 68%）
- b. 取組の実効性を高めるために地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置を図っている。《R7 79%》（R6 58%）
- c. 各学校から保護者や地域に対して説明会や文書配付等を実施する際、デジタル化も含めて必要な助言を行っている。《R7 83%》（R6 70%）

### 3 取組達成の判断基準ごとの達成状況（県立学校）について

#### 【目標値に対する達成状況について】

学校が推進すべき16項目のうち2項目が、令和6年度の調査で90%を下回ったことから、その項目について本調査を行った。

今年度90%を超えた項目が【取組4】で、「業務改善DXアドバイザー配置事業」や「長期休業日の時差出勤や在宅勤務」、「県庁統一ダイヤル」など、多くの取組と、学校での働き方改革に係る関心が高まり、取組が大きく前進したと考えられる。

一方で、上昇はしたものの80%を下回った項目が【取組2】であり、3分類に沿った業務改善を進める上で、県教委、学校、地域・保護者等、それぞれが担うべき役割や、連携の具体的方策を示していくことが必要と考える。今後、給特法の改正に伴う業務量管理・健康確保措置計画の策定において、3分類に沿った取組について具体的な記述を検討していく。

#### 【数値目標を設定した取組】

**【取組2】校長は、学校・教職員が担う業務に係る3分類を徹底するための取組を行う。**

**《令和7年度県立学校全体の達成率86%》**（令和6年度県立学校全体の達成率86%）

【判断基準ごとの達成状況】（ ）…県立高校、< >…特支学校

- a. 校長が3分類に基づく14の取組の実効性を確保するため、対応策の例を踏まえ、具体的に切り離れた業務が1つでもある。（R7 83%）（R6 83%）<R7 95%><R6 95%>

**【取組4】校長は、働き方改革の優れた取組について情報収集し、好事例を積極的に取り入れ、学校の実情に応じて活用する。**

**《令和7年度県立学校全体の達成率97%》**（令和6年度県立学校全体の達成率87%）

【判断基準ごとの達成状況】（ ）…県立高校、< >…特支学校

- a. 教育委員会等が発信する先進事例等について情報収集を行っている。  
（R7 97%）（R6 97%）<R7 100%><R6 100%>
- b. 好事例を積極的に取り入れ、業務の効率化を推進している。  
（R7 97%）（R6 91%）<R7 97%><R6 97%>
- c. 1年単位の变形労働時間制の実施について、職員への制度理解と前年度の職員の勤務時間等の情報を収集し、実施に向けて取り組んでいる。  
（R7 97%）（R6 72%）<R7 95%><R6 73%>